

①基本料金

- 次の表の金額は、厚生労働大臣が告示で定める介護予防通所介護の報酬単位をもとに計算された料金です。
- 基本料金は、ご利用者の要支援の状態によって異なるほか、自己負担金額については年金収入等の所得に応じて、負担割合が異なります。
- 基本料金に記載された金額に、厚生労働大臣が告示で定めるご利用者ご利用状況に該当する各種「加算」が付加されます。 (②加算を参照)

〔基本料金〕

要支援の区分	ご請求の単位	サービス利用料金	利用者負担額		
			1割の場合	2割の場合	3割の場合
通所型Ⅰ（週1回程度）	ひと月につき	18,241円	1,825円	3,646円	5,473円
通所型Ⅱ（週2回程度）	ひと月につき	36,739円	3,674円	7,348円	11,022円

②加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本料金に以下の料金が加算されます。

加算の種類	ご請求の単位	サービス利用料金	利用者負担額		
			1割の場合	2割の場合	3割の場合
口腔機能向上加算(Ⅱ) (※1)	口腔機能向上サービスのご利用ひと月につき	1,708円	171円	342円	513円
科学的介護推進体制加算(※2)	通所介護サービスのご利用ひと月につき	427円	43円	86円	129円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ(※3)	基本料金・加算・減算の月額総利用額につき	月額総利用額(基本料金・加算・減算)の9.2%	総利用額の9.2%に対し1割	総利用額の9.2%に対し2割	総利用額の9.2%に対し3割

□加算の該当条件

※1…口腔機能向上のため、口腔内清掃、摂食、嚥下機能の訓練を実施し、ご利用者様ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、サービス実施時に必要に応じて情報を活用する場合

※2…厚生労働省にご利用者様の介護に関わる基本的な情報を一定期間ごとに提出し、公表された介護データを基に、必要に応じサービス計画を見直す等、ケアの質の向上を図るための加算

※3…介護職員等の処遇改善のための加算

③利用者負担金

介護保険法の適用となるご利用者（要支援認定を受けている方）は前記①②③の利用者負担額をお支払い頂きます。（消費税は課税されません）

但し、介護保険の給付の範囲を超えた場合は、全額自己負担（前記①②③のサービス利用料金）となります。この場合、別途消費税を基本料金・加算額・減算額の合計額に対してお支払い頂きます。

④その他ご利用者の実費負担の対象となるもの

種類	料金	備考
食事代	1,100円	1食あたり
おやつ代	110円	1食あたり
紙おむつ代	165円	持参の場合は除きます
尿取りパット代	33円	持参の場合は除きます
不織布マスク代	33円	持参の場合は除きます
行事活動費などのレクリエーション費用	実費	内容により異なります

備考 上記には、消費税が含まれております。